

## 5年ごと利差配当付定額年金保険特約条項 目次

第1条	特約の適用	第5条	契約者配当金の割当
第2条	定額年金保険の内容	第6条	契約者配当金の分配
第3条	解約および解約返戻金	第7条	主約款の規定の準用
第4条	契約内容の変更		

## 5年ごと利差配当付定額年金保険特約条項

(平成11年11月2日制定)

(平成22年3月2日改正)

## (特約の適用)

第1条 会社は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）を主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める自動払済年金保険および定額個人年金保険（以下「定額年金保険」といいます。）に変更する場合には、この特約に定めるところにより取扱います。

## (定額年金保険の内容)

第2条 定額年金保険の年金額は、次の各号の金額（主約款に定める契約者貸付があるときは、その元利金を差引いた残額）を基準に、定額年金保険への変更日における会社所定の率により計算します。

号	金額
(1)	自動払済年金保険に変更する場合は、猶予期間満了時の解約返戻金額
(2)	定額個人年金保険に変更する場合は、定額個人年金保険への変更日の解約返戻金額

2 前項の場合、変更後の年金額が会社の定める年金額に満たないときは、定額年金保険への変更を行わなかったものとします。

3 変更後の年金支払開始日は、次の各号に定めるところによります。

号	変更日における被保険者の年齢	変更後の年金支払開始日
(1)	定額年金保険への変更日における被保険者の年齢が、変更前の年金支払開始年齢に満年齢で達している場合	定額年金保険への変更日
(2)	定額年金保険への変更日における被保険者の年齢が、変更前の年金支払開始年齢に満年齢で達していない場合	被保険者の年齢が、変更前の年金支払開始年齢に満年齢で達した日以降に到来する定額年金保険への変更日の年単位の応当日

4 前項第1号に該当した場合には、主約款第24条（自動払済年金保険）第4項および第31条（定額個人年金保険への変更）第4項の規定は適用しません。

5 変更後の年金支払期間は、変更前の年金支払期間と同一とします。

6 変更後の死亡給付金額は、主約款の規定にかかわらず、死亡日の責任準備金相当額とします。

7 定額年金保険に変更後は、特別勘定による運用はしません。

8 保険契約者は、定額年金保険に変更後であっても、年金支払開始日前に限り、解約返戻金がある場合には、会社の定める取扱いに従い契約者貸付を受けることができます。

## (解約および解約返戻金)

第3条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも、将来に向かって、定額年金保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

2 前項に定める解約返戻金は、定額個人年金保険契約の経過年月数により、会社の定める方法によって計算した金額とします。

## (契約内容の変更)

第4条 保険契約者は、次の各号の取扱を請求することができます。この場合、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。ただし、第1号の請求については、年金支払開始日の2週間前までに提出することを要します。

(1) 年金支払期間の変更

ア. 保険契約者は、年金支払開始日の前日末に、会社の承諾を得て、年金支払期間を変更することができます。

イ. 年金支払期間を変更した場合には、会社の定める方法により、年金額を変更します。

(2) 年金額の減額

ア. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の定める取扱いに従い、年金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の年金額は、会社所定の金額以上であることを要します。

イ. 年金額の減額部分は、解約されたものとして取扱います。

ウ. 主契約に定める契約者貸付があるときは、この場合の解約返戻金をその元利金の返済にあてます。

(3) 年金支払開始日の繰下げ

ア. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の承諾を得て、年金支払開始日を繰下げることができます。

イ. 年金支払開始日を繰下げた場合には、会社の定める方法により、年金額を変更します。

## (契約者配当金の割当)

第5条 会社は、会社の定める方法により積立てた契約者配当準備金中から、毎事業年度末に次の定額年金保険契約に対して、会社の定める方法で計算した利差配当を契約者配当金として割当てます。この場合、第2号イ. に該当する保険契約については、第2号ア. に該当する保険契約に対して割当を行った金額を下回る金額とし、第3号または第7号に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。

号	契約者配当金を割当てる保険契約
(1)	次の事業年度中に定額年金保険への変更日の5年ごとの応当日（以下本条において「5年ごと変更応当日」といいます。）が到来する年金支払開始日前の保険契約。ただし、第4号に該当する場合には本号の割当は行いません。
(2)	次の事業年度中に消滅する次に定める年金支払開始日前の保険契約 ア. 死亡給付金の支払により消滅する場合には、定額年金保険への変更日および直前の5年ごと変更応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約 イ. 死亡給付金の支払以外の事由により消滅する場合には、定額年金保険への変更日からその日を含めて2年および直前の5年ごと変更応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約
(3)	次の事業年度中に、定額年金保険への変更日からその日を含めて2年および直前の5年ごと変更応当日からその日を含めて1年を経過して年金額の減額が行われる保険契約
(4)	次の事業年度中に年金支払開始日が到来する保険契約
(5)	次の事業年度中に年金支払開始日の5年ごとの応当日（以下本条において「5年ごと応当日」といいます。）が到来する有効な保険契約。ただし、第6号または第7号に該当する場合には本号の割当は行いません。
(6)	次の事業年度中に年金の支払期間が満了する保険契約
(7)	次の事業年度中に前号以外の事由により、年金支払開始日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約。ただし、第8号に該当する場合には本号の割当は行いません。
(8)	次の事業年度中に、年金支払開始日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して、主約款の規定により、年金が一時支払される保険契約

2 前項のほか、定額年金保険への変更日から所定年数を経過し、かつ所定の条件を満たす保険契約に対して契約者配当金の割当を行うことがあります。

## (契約者配当金の分配)

第6条 前条第1項の規定により割当てた契約者配当は、次のとおり分配します。

号	契約者配当金	分配の方法
(1)	前条第1項第1号の規定により割当てた契約者配当金	次のとおり分配します。 ア. 次の保険年度の定額年金保険への変更日の年単位応当日から会社所定の利率で計算した利息をつけて積立てます。 イ. 積立てた契約者配当金は、保険契約が消滅したときまたは保険契約者の請求があったときに保険契約者に支払います。ただし、死亡給付金を支払うときは、死亡給付金とともに死亡給付金受取人に支払います。 ウ. 本号の規定により契約者配当金を積立てたときは、会社は、そのつど保険契約者に通知します。 エ. 年金支払開始日に積立てた契約者配当金があるときは、年金支払開始日に年金支払期間をこの保険契約と同一とする年金保険（以下「増額年金」といいます。）の一時払保険料に充当します。
(2)	前条第1項第2号の規定により割当てた契約者配当金	保険契約者に支払います。ただし、ほかに支払うべき金額がある場合は、次のとおり取扱います。 ア. 死亡給付金を支払う場合 死亡給付金とともに死亡給付金受取人に支払います。 イ. 年金支払開始日の前日に、主約款に定める契約者貸付の貸付金の元利金を保険契約の責任準備金から差引いた結果、差引き後の責任準備金によって計算される年金額が会社の定める金額に満たないことにより保険契約が消滅する場合 支払うべき金額とともに保険契約者に支払います。
(3)	前条第1項第3号の規定により割当てた契約者配当金	第1号の規定に準じて積立てます。
(4)	前条第1項第4号の規定により割当てた契約者配当金	年金支払開始日に増額年金の一時払保険料に充当します。

号	契約者配当金	分配の方法
(5)	前条第1項第5号の規定により割当てた契約者配当金	<p>保険契約者が年金支払開始日前に選択した次の各号のいずれかの方法で分配します。</p> <p>ア. 利息をつけて積立てる方法</p> <p>① 次の事業年度の年金支払日から会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積立てて置いて、保険契約が消滅したとき、または年金受取人から請求があったときに年金受取人に支払います。</p> <p>② 本ア.の規定により契約者配当金を積立てたときは、会社は、そのつど年金受取人に通知します。</p> <p>イ. 現金で支払う方法</p> <p>次の事業年度の年金支払日に年金とともに年金受取人に支払います。</p> <p>ウ. 年金保険の買増にあてる方法</p> <p>① 次の事業年度の年金支払日に会社の定める方法により、年金支払期間の満了日をこの保険契約と同一とする年金保険（以下「増加年金」といいます。）の一時払保険料に充当します。</p> <p>② 前①の規定にかかわらず、年金支払期間中に被保険者が死亡した後も年金を支払っている場合は、死亡後に分配される契約者配当金は前ア.の方法に準じて支払います。</p> <p>③ 本ウ.の規定により増加年金を買増したときは、会社は、そのつど年金受取人に通知します。</p>
(6)	前条第1項第6号および第7号の規定により割当てた契約者配当金	年金受取人に支払います。
(7)	前条第1項第8号の規定により割当てた契約者配当金	年金受取人に支払います。

2 前条第2項の規定によって割当てた契約者配当金は、会社の定める取扱いに従い支払います。

3 会社は、増加年金についてもこの保険契約に準じて、会社の定める取扱いに従い、契約者配当金の割当および分配を行います。

**（主約款の規定の準用）**

**第7条** この特則条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。